

岩手県告示第527号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、花巻市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成25年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市計画施設（道路）
- 2 名称 3・5・46号上町上口線、3・5・50号末広町南川原町線、3・5・54号大町仲町線、3・5・61号東駅前線、3・5・62号新斉線、3・5・63号八日市場線、3・5・64号鶴沼線、3・5・65号才ノ神線、3・4・68号愛宕六本木線、7・6・3号大通り末広町線